

平成25年(ワ)第38号 原状回復等請求事件

原告 中 島 孝 ほか799名

被告 国 ほか 1名

意見書

2013(平成25)年6月14日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安 田 純 治

他

被告国の平成25年6月10日付の意見書に対して、原告らは、次のとおり反論する。

1 期日指定について

被告国は、口頭弁論期日について、3か月に一回程度にすべきであるという意見を述べる。その理由としては、本件に関する「主張・立証は専門的・技術的な知見及びそれに基づく評価といった高度な内容のものとなり、その準備に時間を要するという点を挙げる。

しかし、被告国と被告東京電力は、原子力発電に関する専門的・技術的な知識と情報をほぼ独占しており、また、これまでも原子力発電に関する訴訟を多く遂行してきたところであり、その経験の蓄積も多い。逆に、上記した事情によって準備に多大の労力を要するのは、一般住民である原告側である。その原告側が、情報の偏在による不利益を踏まえつつも、本件の重要性に鑑みて、迅速な審理の実現に向けて努力を尽くす覚悟を決めて早期の審理を求めているのであり、これに対して、豊富な資金力と十分な情報と専門家を擁する被告国が抵抗するのは本末転倒といわざるを得ない。

2 審理時間並びに弁論及び意見陳述について

訴訟において、原告が法廷において自らの意見を陳述するのは、訴訟進行の妨

げにならない限り、当然許されてしかるべき。

しかるところ、本件の原告は800名にのぼる。原告が第1回期日以降に順次意見陳述を行ったとしても、それは原告のごく一部にすぎない。

もとより、原告としては、被告国と被告東京電力の責任を明確にする観点から審理の促進を希望しているところであり、訴訟の全体としての進行の妨げになるようなことはそもそも希望していない。

また、原告代理人の意見陳述も、裁判所に原告の主張の要点を理解していただくのみならず、多数の住民が自らの重大な被害に関する訴訟に直接参加する場合には、訴訟手続きの概要を理解する観点からも、相当程度保障されるべきものである。

なお、当然ながら、原告及び原告代理人の意見陳述については、その草稿を、期日前に、裁判所と被告らに対して送付する予定である。

3 検証について

原告らとしては、弁論における責任論に関する主張・立証の整理と並行して、当初は、本件原発事故による被害及びそれによる損害についての主張・立証に力を集中する予定である。その主張・立証について一定の整理ができた時点において、原告としては、裁判所に、本件原発事故による被害の実相を理解していただくために、しかるべき時期に、立証趣旨を明確にしたうえで検証の申立てを行う予定であるので、その時点において具体的な判断をいただくこととなると考えている。

4 弁論の手続きの分離について

被告国は、被告東京電力が原賠法3条の責任を自認することが見込まれるとして、被告国の事件と被告東京電力の事件を分離すべきであるとの意見を述べている。

しかし、この意見はその前提において誤解がある。

第1に、訴状の請求の趣旨第1項は、被告国と被告東京電力に対して、本件原

発事故以前の状況にまで原状回復を求めているものである。よって、そもそも賠償請求について規定している原賠法の射程外の請求であり、被告東京電力が同法3条の責任を自認することと請求の趣旨の第1項は関連しない。

第2に、賠償請求についても、原告らは被告東京電力の責任根拠として民法709条の過失責任を主張しているのであり、原賠法3条に基づく請求は行っていないところであり、この点でも、被告国は原告の主張を誤解しているといわざるを得ない。

第3に、本件において想定される争点を概観すると、

(1)、請求の趣旨第1項における原状回復請求は、人格権に基づく妨害排除請求（差し止め請求）という点においては被告国と被告東京電力とにおいて共通である。また、その請求の根拠を不法行為の効果として位置づけるとしても、それは民法709条によるか、国家賠償法1条1項によるかの根拠法令は別として、法律上の争点はすべて共通である。

(2)、責任論においても、民法709条による被告東京電力の責任原因と、国賠法1条1項の規制権限不行使による被告国の責任原因の争点に関しては、本件原発事故の直接の原因となった地震・津波について、原子力防災の観点からは当然にその発生を想定して対策をとるべきであったということなど、責任を基礎づける事実の主張・立証はほとんど共通している。

(3)、被害、損害の主張・立証も全く共通である。

以上から、本件において、被告国と被告東京電力の訴訟手続きの分離を求める被告国の意見は、訴訟経済に反する合理性に欠けるものであるとともに、原告らに同種事件の主張・立証を2回に分け行うことを強いものであり、到底是認し難いものである。

以上